

全国がん登録情報の 利用・提供依頼に係る審査 について

目的・内容

1 申請者(申請日)

国立がん研究センター検診開発研究部 (令和7(2025)年9月9日)

2 利用目的

年齢階層群別の大腸がんの特徴を明らかにし、年齢階層に応じた、大腸がん検診・治療戦略を検討することで、県民のがん検診の受診勧奨年齢についての新しいデビデンスの創出や治療選択の一助とするため。

3 利用する情報

匿名化が行われた都道府県がん情報

4 利用期間

2029(令和11)年12月31日まで又は提供を受けた日の5年後の12月31日まで

5 成果の公表方法及び時期

2027年度 日本がん登録協議会、栃木県公衆衛生学会
大腸がん関連の臨床あるいは疫学関連の雑誌に論文投稿予定

法的根拠

がん登録等の推進に関する法律（一部抜粋）

第21条 第9項

都道府県知事は、がんに係る調査研究を行う者から当該都道府県に係る都道府県がん情報につき匿名化が行われた情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、都道府県がん情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供（当該提供の求めを受けた情報が都道府県がん情報に係る特定匿名化情報である場合にあっては、その提供）を行うことができる。

- 一 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。
- 二 当該がんに係る調査研究を行う者が、当該提供を受ける都道府県がん情報の匿名化が行われた情報を取り扱うに当たって、当該匿名化が行われた情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じていること。

同条 第10項

都道府県知事は、…（中略）…前項の規定による匿名化若しくは提供を行おうとするときは、あらかじめ、第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

審査について

全国がん登録情報等の提供等に関する事務処理要綱（一部抜粋）

第7条 第1項

知事は、法第18条第1項、第19条第1項並びに第21条第8項及び第9項の規定に基づく提供依頼申出書の提出があったときは、当該申出に関し、がん登録部会の意見を聴くものとする。

同条 第3項

がん登録部会は、別に定める「情報の提供の審査の方向性」を参考に審査を行うものとする。

情報の提供の審査の方向性

情報の提供の審査の方向性(一部抜粋)

栃木県がん対策推進協議会がん登録部会は、提供依頼申出者が提出する申出文書及びその他必要な書類が揃った上で、以下の(1)から(10)までの審査の方向性に則り、情報の提供の可否について審査を行うものとする。

- (1) 情報の利用目的及び必要性
- (2) 同意の取得
- (3) 利用者の範囲
- (4) 利用する情報の範囲
- (5) 利用する情報及び調査研究方法
- (6) 利用期間
- (7) 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法
- (8) 調査研究成果の公表方法及び公表時期
- (9) 情報の利用後の処置
- (10) その他

(参考資料4を参照)

申請内容の確認①

(1) 情報の利用目的及び必要性

年齢階層群別の大腸がんの特徴を明らかにし、年齢階層に応じた、大腸がん検診・治療戦略を検討することで、県民のがん検診の受診勧奨年齢についての新しいデビデンスの創出や治療選択の一助とするため。

(2) 同意の取得

本項は法第21条第8項に係るがん情報の提供依頼申出である場合に適用されるため、本申請(法第21条第9項)は除外。

(3) 利用者の範囲

国立がん研究センター検診開発研究部、埼玉県立大学、大阪医科薬科大学医学部医療統計学研究室、栃木県立がんセンターの職員 計8名

(4) 利用する情報の範囲

診断年次2016～2021年の診断症例(6年分)、栃木県全域、生存確認情報、がんの種類:盲腸-S状結腸、直腸(ICD10 C18～C20)、20歳以上の1歳階級毎データ

申請内容の確認②

(5) 利用する情報及び調査研究方法

栃木県の大腸がんデータ6年分を使用する。主要評価項目は栃木県の大腸がんの疫学像を、がん登録提供項目をもとに集計し、特に年齢階層群別に着目して検討する。これらは単純集計、クロス集計を用いる。

副次的評価項目としては、各変数別の実測生存率、純生存率や過剰ハザード比などを算出する。(詳細は資料2-3を参照)

(6) 利用期間

2029(令和11)年12月31日まで又は提供を受けた日の5年後の12月31日まで

(7) 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法

- ・国立がん研究センターがん対策研究所
- ・埼玉県立大学
- ・大阪医科薬科大学

情報の利用場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況は全て問題なく担保されている(情報の提供マニュアルの規定項目を申請書のチェック項目により確認済)

(8) 調査研究成果の公表方法及び公表時期

2027年度の日本がん登録協議会、栃木県公衆衛生学会、論文等で発表予定

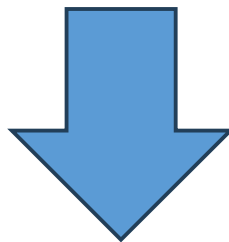
(9) 情報の利用後の処置

移送用DVD、サーバ・PC内情報、印刷物等:裁断、削除、溶解等の物理的削除

申請内容の確認③

(10) その他

(1)～(9)以外に、特にがん登録部会が設定した審査事項等がある場合は、当該事項を満たした上で調査研究が行われることが確認できること。



上記(1)～(10)の審査の方向性にかかる、本申請内容の妥当性について、審議されたい。